階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$M_{15} = 1.000$

$M_{16} = 0.910$

$M_{17} = 0.821$

$M_{18} = 0.791$

$M_{19} = 0.776$

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$O_{20} = 1.00000$

$O_{21} = 1.46667$

$O_{22} = 3.66667$

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

$Q_{20} = 1.00000$

$Q_{21} = 1.46667$

$Q_{22} = 3.66667$

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当す

階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 14 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$M_{14} = 1.000$

$M_{15} = 1.136$

$M_{16} = 1.034$

$M_{17} = 0.932$

$M_{18} = 0.898$

$M_{19} = 0.881$

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$O_{19} = 1.000$

$O_{20} = 1.75000$

$O_{21} = 1.75000$

$O_{22} = 3.75000$

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

$Q_{19} = 1.0000$

$Q_{20} = 1.75000$

$Q_{21} = 1.75000$

$Q_{22} = 3.75000$

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当す